

広島県告示第五百九十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第

一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十九年十一月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

宗金地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線、標柱四号と五号を平成五年三月二十九日広島県告示第三百五十二号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿つて結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱一号、四号及び五号は、それぞれ告示で指定した標柱三号、五号及び四号と同一とする。

福山市	郡市・区	東村町	町	七ツ山	字	地番	標柱番号
				七六九番		七六八番	標柱一号、二号及び五号
							標柱三号及び四号